

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市遺族会補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	戦没者の慰霊及び戦没者遺族の福祉の向上を図るため、市内の遺族会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	市内各地区遺族会
補助対象経費	英靈の顕彰及び慰霊を目的とした事業、戦没者の遺族の福祉増進を目的とした事業、遺族会会員相互の連帯を深めるための事業に要する経費
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>補助対象経費の2分の1以内の額</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等	<p>1/2以内</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>A 数値化</p> <p>会員相互の親睦と福祉向上に関する事業を実施するため、総会又は役員会、理事会等を年1回以上開催する。</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	<p>令和9年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>補助事業の募集については、市内6地区の遺族会と直接調整する。</p>
事業担当	<p>(担当部署) 社会福祉課</p> <p>(電話番号) 0259-63-5113</p>